

事業主の皆様へ



平成29年3月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春めいてまいりました。皆様にはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて、今月は新年度にあたってのおしらせ、社会保険の改正、働き方改革などをご案内いたします。

「雇用保険料率」が引き下げられる見込みです

平成29年4月1日から30年3月31日までの雇用保険料率は下記のとおりとなる見込みです。（国会にて審議中）

	本人負担	事業主負担	内訳 失業給付	内訳 二事業分	本人+ 事業主
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産・ 清酒製造	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

4月分の給与より雇用保険料率の変更をお忘れなく。

雇用保険法改正があります（平成29年4月1日施行分）

失業等給付の拡充の措置が講じられます。

- ① 災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長
- ② 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定処置を5年間実施
- ③ 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる（30～35歳未満90→120日、35～45歳未満90→150日）

扶養異動届をお忘れなく

新年度から、ご家族が就職し社会保険の被保険者になる場合は、扶養異動届が必要です。ご一報ください。また、健康保険証も弊社までご返却ください。

健康保険料率・介護保険料率をご確認ください。

3月から健康保険料率（福井県）が99.9/1000、介護保険料率が16.5/1000になっています。（労使折半）翌月徴収の事業所の場合は、今月から変更してください。

短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大

平成 29 年 4 月 1 日から、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の企業に勤務する短時間労働者※に加え、被保険者数が常時 500 人以下の企業のうち、次のアまたはイに該当する事業所に勤務する短時間労働者※も厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

- ア. **労使合意**(働いている方々の 2 分の 1 以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること)に基づき申出をする法人・個人の事業所
- イ. 地方公共団体に属する事業所

※対象になる短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～④すべての要件に該当する方です。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと

適用拡大に伴い、新たな被保険者となる、特別支給の老齢厚生年金(特老厚)の受給権者であり、障害者特例※や長期加入者特例※に該当している人は次のような支給停止が生じます。

- ⇒ ・ 特老厚の報酬比例部分の一部または全額が支給停止
- ・ 上記に加え、定額部分が全額支給停止



緩和措置：一定の条件を満たす人には当該被保険者資格を喪失するまでの間に限り、特老厚の定額部分または繰上げ調整額について支給停止をしない。

在職老齢年金の 65 歳以上の支給停止について

平成 29 年度の支給停止調整額は、46 万円に変更されました。(従来は 47 万円)

リヴル総研には、年金専門の社労士がいます。

年金については、細かい要件が多く紙面で十分にお伝えすることができません。ご不明の点は、お気軽にお問い合わせください。

また、一般の方では困難な障害年金の裁定請求から、時間のない方の老齢年金の裁定請求まで、代行手続きも承ります。

(障害年金は成功報酬、老齢年金は 3000 円より)

10 年年金や、在職老齢年金の調整についても、ご説明いたします。

10 年年金での受給権が発生する方には黄色い封筒が届きます。

働き方改革

日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、働き方改革を強力に押し進め、長時間労働に依存した企業文化や職場風土の抜本的な見直しを図ることで、過労死・過労自殺ゼロの実現と、女性や若者、高齢者など多様な人材が活躍できる社会の構築に不退転の決意で取り組むという理念の下、「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」を3月13日に締結しました。

その中で、上限規制については、以下のとおりです。



時間外労働の上限規制は、月 45 時間、年 360 時間とする。ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については、

- ① 年間の時間外労働は月平均 60 時間（年 720 時間）以内とする
- ② 休日労働を含んで、2 カ月ないし 6 カ月平均は 80 時間以内とする（*）
- ③ 休日労働を含んで、単月は 100 時間を基準値とする
- ④ 月 45 時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする

以上を労働基準法に明記する。これらの上限規制は、罰則付きで実効性を担保する。さらに、現行省令で定める 36 協定の必須記載事項として、月 45 時間を超えて時間外労働したものに対する健康・福祉確保措置内容を追加するとともに、特別条項付 36 協定を締結する際の様式等を定める指針に時間外労働の削減に向けた労使の自主的な努力規定を盛り込む。

（*） 2 カ月ないし 6 カ月平均 80 時間以内とは、2 カ月、3 カ月、4 カ月、5 カ月、6 カ月のいずれにおいても月平均 80 時間を超えないことを意味する。

また、終業から始業までに一定時間の休息時間を設ける、「勤務間インターバル制度」を法案や指針に盛り込むことについても合意しています。

職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

支給対象となる事業主

- ・労働者災害補償保険が適用されている中小事業主
 - ・次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主
 - ア 勤務間インターバルを導入していない
 - イ 既に休息時間数が 9 時間以上の勤務間インターバルを導入していて、対象となる労働者が半数以下である
 - ウ 既に休息時間数が 9 時間未満の勤務間インターバルを導入している
- 詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。



「福井県インターンシップ事業」のご案内

求人難が取りざたされている昨今、インターンシップにご興味をお持ちの事業所様もあるのではございませんか。福井県とふくいジョブカフェでは「福井県インターンシップ事業」を例年実施しています。それに先立ち、「受入企業・団体向け説明会」が実施されます。参加希望企業・団体だけでなく、受入を検討中の方もご参加いただけます。昨年度受け入れた企業団体の受入事例の紹介もあります。

説明会

日時	平成 29 年 4 月 7 日（金） 10：00～11：30
会場	福井商工会議所ビル地下国際ホール
お問合せ先	福井県経営者協会（0776-63-6201）
申込締切	平成 29 年 4 月 3 日（月）

受入企業合同ガイダンス

日時	平成 29 年 4 月 30 日（日） 午後
場所	福井商工会議所ビル



日時	7 月 31 日（月）～9 月 24 日（日）の間 実施期間や日時は企業・団体にて決定
申込締切	平成 29 年 4 月 17 日（月）【企業側】



あなたの「しょうばい」は、どんな「しょうばい」？
商売は《あきない》、飽きないでおもしろいから、
「ありがとうございます！」「たのしい！」「うれしい！」と
「笑売」になり、「勝売」につながります。
不平不満やグチが出て人を傷つければ、「傷売」となり、
「消売」となってしまいます。
「仕事」は「志事」。「私事」とならないようにね。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0